

令和3年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第4回定例会会議録目次

第1号 (12月21日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員(10人)	1
欠席議員(なし)	1
説明員出席者	2
議会局職員出席者	2
開 会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議員の派遣について	3
議案第8号 専決処分の承認について	3
議案第7号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正すること について	3
議案第9号 令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算(第1号)を定めるこ とについて	3
一般質問	11
6番 中山 真由美議員	
質問内容 1 一般廃棄物最終処分の現状と課題について	11
1番 中村 英仁議員	
質問内容 1 環境への取り組みについて	14
2 不燃・粗大ごみの処理工程における資源化について	15
閉 会	18
署名議員	19

令和3年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第4回定例会会議録

議事日程

令和3年12月21日（火）午前9時30分

秦野市議会議場

- 第1 会期の決定
- 第2 議員の派遣について
- 第3 議案第8号 専決処分の承認について
- 第4 議案第7号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 第5 議案第9号 令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第1号）を定めることについて
- 第6 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第6 議事日程に同じ

出席議員（10人）

1番	中村英仁	2番	野々山静香
3番	福森真司	4番	風間正子
5番	阿蘇佳一	6番	中山真由美
7番	相馬欣行	8番	大山学
9番	小沼富夫	10番	高橋文雄

欠席議員（なし）

説明員出席者

組 合 長	高 橋 昌 和	秦 野 市 長 環 境 産 業 部	沼 崎 千 春
副 組 合 長	高 山 松 太 郎	伊 勢 原 市 長 經 済 環 境 部	石 田 康 弘
事 務 局 長	内 海 元	秦 野 市 部 策 長 環 境 産 業 部 環 境 資 源 対 策 課	吉 藤 直
(総務課) 総 務 課 長	飯 沼 真 弓	伊 勢 原 市 部 兼 化 長 經 済 環 境 事 業 課	大 町 徹
庶 務 班 主 幹	進 藤 晋		
(施設課) 施 設 課 長	小 島 正 之		
1 施 設 化 推 進 担 当 課 長	吉 江 正 範		
専 任 技 幹	吉 野 広 幸		
(工場) 工 場 長	小 菅 賢 一		
不 燃 ・ 粗 大 施 設 再 整 備 担 当 課 長	関 原 孝 雄		
施 設 管 理 班 主 幹	今 井 裕 之		

議会局職員出席者

議 会 局 長	小 泉 康 男
議 事 政 策 課 長	國 廣 太 清
課 長 代 理 当 (議 事 担 当)	田 邊 健
議 事 担 当 主 任	尾 崎 祐 輔

午前10時05分 開 会

○高橋文雄議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は10人全員の出席を得ております。

これより令和3年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第4回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○高橋文雄議長 会議録署名議員の指名を行います。

この定例会の会議録署名議員は、会議規則第90条の規定に基づき、議長において中山真由美議員、相馬欣行議員を指名いたします。

日程第1 会期の決定

○高橋文雄議長 日程第1 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 議員の派遣について

○高橋文雄議長 次に、日程第2 「議員の派遣について」を議題といたします。

議員の派遣については、会議規則第97条の規定により、お手元にお配りいたしましたとおり実施することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 御異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元にお配りいたしましたとおり実施することに決定いたしました。

日程第3 議案第8号 専決処分の承認について

～

日程第5 議案第9号 令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算 (第1号)を定めることについて

○高橋文雄議長 次に、日程第3 「議案第8号・専決処分の承認について」から日程第5 「議案

第9号・令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第1号）を定めることについて」まで、以上の3件を一括して議題といたします。

組合長から提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔組合長登壇〕

○高橋昌和組合長 おはようございます。本定例会に提出した諸案件について説明いたします。

提出案件は、条例の一部改正が1件、専決処分の承認が1件、補正予算1件、合わせて3件です。

初めに、「議案第7号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」及び「議案第8号・専決処分の承認について」は関連があるため、併せて説明いたします。いずれの議案も本組合職員の給与に関する条例について、人事院勧告に準じて一部改正が必要になったものです。

議案番号とは前後いたしますが、改正の必要が生じた理由を時系列順に説明いたします。

まず、議案第8号は、民間給与との均衡を図るため、期末手当の支給率を年間で一般職員は0.15月分、再任用職員は0.1月分それぞれ引き下げるものです。

このことについては、秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の先例・申し合わせ事項に基づき、本年12月期の期末手当で早急に対応する必要があったため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項本文の規定により、秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正をすることについて、本年11月30日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものです。

なお、本条例の施行日は公布の日とし、11月30日付で施行いたしました。

次に、議案第7号は、ただいま御説明した専決処分により引き下げた本組合職員の期末手当について、令和4年度以降の期末手当に係る支給割合を改めるため、本組合職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

なお、本条例の施行日は令和4年4月1日からといたします。

最後に、「議案第9号・令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第1号）を定めることについて」を説明いたします。本案は、歳入歳出それぞれ2,207万2,000円を追加するとともに、継続費の設定を行うものです。補正する歳出のうち、まず職員給与費について、先ほど御説明した議案第8号による条例改正、並びに人事異動、昇格及びその他予算措置の相違等により、総務費の職員給与費を453万3,000円、衛生費の職員給与費を870万6,000円追加するものです。

次に、職員給与費以外の補正内容について、衛生費では燃料費の高騰に伴い白灯油の予算不足が生じたため、需用費103万9,000円を追加するものです。

また、同じく衛生費について、伊勢原清掃工場90トン焼却施設を令和5年度末までに稼働停止することに伴い、伊勢原清掃工場の新たな排水処理方法を早期に検討する必要があるため、その検討及び

生活環境影響調査等の業務に係る委託料752万4,000円を追加するものです。

この委託業務につきましては、令和3年度から令和5年度までの3か年を要することから、総額2,508万円の継続費を設定するものです。

以上が歳出予算の補正内容ですが、その財源については県支出金及び前年度繰越金により収支の均衡を図りました。これにより、令和3年度本組合会計の歳入歳出の総額は27億9,607万2,000円となります。

以上で、本定例会に提出した案件の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

〔組合長降壇〕

○高橋文雄議長 提案理由の説明は終わりました。

これより審議に入るのですが、議事の整理上、区分して行います。

日程第3 議案第8号 専決処分の承認について

○高橋文雄議長 まず、日程第3 「議案第8号・専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋文雄議長 賛成全員でございます。

したがって、議案第8号は承認されました。

日程第4 議案第7号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

○高橋文雄議長 次に、日程第4 「議案第7号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

議案第7号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋文雄議長 賛成全員であります。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号 令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算
(第1号)を定めることについて

○高橋文雄議長 次に、日程第5 「議案第9号・令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算(第1号)を定めることについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

通告がございます。

大山学議員。

〔大山 学議員登壇〕

○8番大山 学議員 伊勢原市選出の大山学です。ただいま高橋議長から発言の許可をいただきましたので、「議案第9号・令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算(第1号)を定めることについて」質問をいたします。

高橋組合長からの提案説明によりますと、今回の補正予算では給与条例の改正や人事異動等に伴う職員給与費の追加及び燃料費の高騰に伴う需用費の追加、それから伊勢原清掃工場の排水処理方法の検討及び生活環境影響調査等の委託業務に係る委託料を追加することです。このうち伊勢原清掃工場の委託業務につきましては、先ほどの議員連絡会においても執行部から概要を説明いただきましたが、年度途中のこの時期に補正予算を組み、実施することになった経緯をお伺いいたします。

二次質問以降は質問者席にて行います。よろしく願いいたします。

〔大山 学議員降壇〕

○高橋文雄議長 工場長。

○小菅賢一工場長 大山議員の御質問にお答えします。

御質問は、伊勢原清掃工場の新たな排水処理方法等の委託業務をこの時期に実施することになった経緯についてとなります。現状、伊勢原清掃工場で発生する汚水や生活排水については、その全てを90トン焼却施設の焼却炉に冷却水として噴霧し、排ガスと同様の無害化処理を行い、大気へ放出しているため、場外への排水は一切しておりません。

しかし、90トン焼却施設を稼働停止した後は、こうした処理が不可能となるため、新たな排水処理方法を検討すべく、専門的な知識を有するコンサルタント事業者へ支援業務を委託するものです。

また、排水処理方法の検討には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境影響調査、いわゆる環境アセスメントの実施や、地元自治会への説明などのほか、排水処理に必要な新たな施設の整備も行うため、相応の事業期間を見込んでおります。

従来、90トン焼却施設を令和7年度末までに稼働停止する方針としていたため、この新たな排水処理方法の検討は、令和5年度からを予定しておりましたが、本年度、ごみ処理広域化実施計画等の改定作業を進める中で、1施設体制化の移行を2年前倒しすることが定まったことに伴い、当該業務を早急に実施する必要性が生じました。

したがいまして、今回の補正予算により当該業務に係る委託料として令和3年度に752万4,000円を追加するとともに、令和3年度から令和5年度まで3か年で総額2,508万円の継続費を設定するものです。

なお、この事業費の財源につきましては、神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金として、補助率2分の1が交付される見込みとなっています。

以上です。

○高橋文雄議長 大山学議員。

○8番大山 学議員 それでは、二次質問をいたします。

排水処理方法の検討等の業務について、委託業務の具体的な内容、業務スケジュールはどのようなものかを質問いたします。また、3か年の継続費を設定していますがけれども、年割額の設定根拠についてをお伺いいたします。

以上です。

○高橋文雄議長 工場長。

○小菅賢一工場長 再度の御質問にお答えします。

初めに、委託業務の具体的な内容につきましては、新たな排水処理方法の検討、環境アセスメントのほか、設備の整備工事に必要な発注仕様書の作成等に対する支援を受けるものです。

次に、事業スケジュールにつきましては、令和4年2月上旬には契約手続を完了させ、新たな排水処理方法の検討を7月末までに行います。環境アセスメントについては、処理方法の検討と並行して準備を進め、令和4年7月には夏季分を、12月に冬季分の調査を予定しております。

なお、業務を進めるに当たりましては、適宜、地元自治会への説明、関係機関との協議を行い、令和5年7月末までに神奈川県へ施設変更の届出をもって当該業務を完了します。

次に、継続費設定における年割額の根拠についてですが、総額2,508万円のうち、令和3年度の支出予定額は、令和4年2月から3月までの2か月分の出来高と前金払いを考慮し、全体の30%に相当する752万4,000円としています。

2年目の令和4年度は、環境アセスメントの実施などもあり、業務の内容と期間の比率が3か年で最も高くなることから、全体の60%に相当する1,504万8,000円を、最終年度の令和5年度は7月までの4か月間で残り10%の250万8,000円としたものです。

なお、今回の継続費には含まれておりませんが、当該委託業務の完了に合わせ、排水処理に必要な設備等の整備工事に着手したいと考えております。

以上になります。

○高橋文雄議長 大山学議員。

○8番大山 学議員 それでは、三次質問をいたします。

排水処理方法の変更を検討するに当たり、周辺環境への影響が最も懸念されることと思います。先ほどの説明では、こうした影響を事前に確認するため、生活環境影響調査を夏季と冬季に実施することでしたが、調査の目的と項目についてをお伺いいたします。

以上です。

○高橋文雄議長 工場長。

○小菅賢一工場長 再度の御質問にお答えします。

まず、環境アセスメントの目的については、廃棄物処理施設の設置や変更の際に、周辺の生活環境にどのように影響を及ぼすのか、現状を把握した上で予測し、その結果を分析することで、適切な保全対策を検討するため実施するものです。

今回の排水処理方法の変更につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の規定により、施設の変更に該当するため、神奈川県への届出に必要な環境アセスメントを実施するものです。

また、調査項目については、環境省の指針や神奈川県の指導に基づき、水質調査を夏季と冬季の2回実施するとともに、騒音、振動、悪臭及び交通量の調査を夏季に、粉じん等の大気調査及び風向き、風速などの気象状況調査を冬季に、それぞれ1回実施いたします。

以上となります。

○高橋文雄議長 野々山静香議員。

〔野々山静香議員登壇〕

○2番野々山静香議員 秦野市選出議員の野々山です。高橋議長の許可をいただきましたので、通告した「議案第9号・令和3年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第1号）を定めることについて」質問いたします。

先ほどの組合長からの提案説明によれば、今回の補正予算は大きく3点、職員給与費、燃料費及び伊勢原清掃工場における委託業務に係る予算の追加に伴い、合計で2,207万2,000円の増額になったとのことでありました。このうち伊勢原清掃工場の委託業務については大山議員から御質問いただき、おおむね理解することができましたが、残りの補正内容についてそれぞれお伺いします。

1、職員給与費増額の理由について。まず、1点目の職員給与費については、国家公務員に関する本年度の人事院勧告を考慮して期末手当の支給率を引き下げるとのことですが、職員給与費が総務費は453万3,000円、衛生費では870万6,000円の増額となっている理由はどのような理由か、お伺いします。

2、斎場業務運営費の増額について。次に、2点目、燃料費については、白灯油の予算に不足が生じたとのことではありますが、現在、世界的な原油価格の高騰により、ガソリンの値段が高騰していることから、白灯油の購入単価も同様に値上がりしたのではないかと考えます。そこで、斎場費の斎場業務運営費103万9,000円の増額について、当初予算編成時に見込んでいた白灯油の単価、使用量と比べ、どのような影響があったのか、お伺いします。

二次質問以降は質問者席で行います。

[野々山静香議員降壇]

○高橋文雄議長 総務課長。

○飯沼真弓総務課長 野々山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、私から職員給与費増額の理由についてお答えいたします。本組合の職員給与費については、正副組合長及び総務課に所属する職員の分を総務費に、施設課と工場に所属する主に施設管理を担当する職員の分を衛生費に計上しています。

今回の職員給与費に係る補正予算は、本年度の人事院勧告を考慮した期末手当支給率の引下げによる減額のほか、当初予算編成後の人事異動や昇格等に係る予算措置の相違が影響し、全体では増額となったものです。この予算措置の相違について、款ごとに御説明いたしますと、まず総務費では、当初、衛生費に予算計上していた職員1人が年度途中で総務課へ異動となり、人員数としては1人増となったことが大きく影響し、全体で453万3,000円の増額となったものです。

一方、衛生費につきましては、ただいま申しあげました人事異動により1人減となったことに加え、年度途中で予定外の退職者が発生したことから、人員数としては予算編成時に比べ2人減となりました。

しかしながら、この退職者に対し、当初予算に計上していない退職手当の支給を行う必要が生じたことから、全体で870万6,000円の増額となったものです。職員給与費増額の理由については以上となります。

○高橋文雄議長 施設課長。

○小島正之施設課長 続きまして、私からは斎場業務運営費の増額についてお答えいたします。

斎場業務運営費は、秦野斎場における火葬業務に係る経費で、指定管理料を支払うための委託料と、火葬炉運転に必要な白灯油を購入するための燃料費を計上しています。このうち燃料費については、当初予算では購入単価が1リットル当たり95円で、年間14万8,000リットルを使用する見込みとし、1,406万円を計上しておりました。

しかし、本年の夏以降、契約単価が高騰し、11月末現在では1リットル当たり110円と、予算計上時

と比べ15円高くなっております。

今後、白灯油を使用する予定量に変動はございませんが、購入に当たってはこうした単価の高騰により予算が不足する見込みであることから、103万9,000円を増額するものです。

以上です。

○高橋文雄議長 野々山静香議員。

○2番野々山静香議員 それぞれの御答弁ありがとうございます。

まず、職員給与費の増額理由について、総務費では人事院勧告を考慮した期末手当の支給額の引下げによる減額のほかに、予算編成後の人事異動や昇格等に係る予算措置で全体で453万3,000円の増額となったとのことでした。また、衛生費では、先ほどの人事異動と年度途中の退職者への退職手当の支給に伴い、全体で870万6,000円の増額となったとのことでありました。この補正内容については理解いたしましたので、この質問は終わります。

次に、二次質問させていただきます。斎場業務運営費の増額については、火葬炉運転に必要な白灯油購入のための燃料費の計上であるとのことですが、白灯油の使用量に変動がないものの、当初予算の契約単価1リットル当たり95円が、11月末現在は1リットル当たり110円と15円高い契約単価の高騰が要因となっており、今後の白灯油購入の予算の不足が生じる可能性があるための計上であることは理解しました。

そこでお伺いしますが、燃料費の価格変動は今後の斎場運営に当たり、利用者へのサービス、特に斎場使用料への影響はどのようなか、お伺いします。

○高橋文雄議長 施設課長。

○小島正之施設課長 再度の御質問にお答えいたします。

指定管理者と本組合の役割分担の中で、燃料費は本組合が負担することとなっているため、指定管理料や指定管理者が提供する斎場利用者へのサービスには特段の影響はございません。また、斎場使用料につきましては、本組合が料金を設定し、収入しているものとなりますが、現在の使用料は平成30年4月に新施設を供用開始したことに合わせて、当時の斎場業務に係る運営経費等を考慮した料金に改定したものです。

斎場使用料の改定につきましては、おおむね3年ごとに運営経費や火葬需要の将来予測に基づいた検討を行うこととなっており、今年度はその検討年度に当たります。

そこで、現行の使用料が御質問の燃料費も含めた秦野斎場の運営経費に見合う水準であるか検証した結果、実際の経費に対して大幅な乖離が見られなかったことから、現時点では料金を据え置くという判断をしたところでございます。

したがって、昨今の燃料費の高騰を直ちに斎場使用料へ反映させることはございませんが、こうした状況が続く場合には、将来的な斎場使用料の改定に際して影響を及ぼす可能性があるため、引き続き運営経費の推移に注視してまいりたいと考えています。

以上です。

○高橋文雄議長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 討論なしと認めます。

議案第9号を採決いたします。

議案第9号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋文雄議長 賛成全員であります。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第6 一般質問

○高橋文雄議長 次に、日程第6 「一般質問」を行います。

一般質問は、発言通告一覧表に従い、順次質問を行います。

中山真由美議員。

〔中山真由美議員登壇〕

○6番中山真由美議員 伊勢原市選出の中山真由美です。ただいま高橋議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。

本年11月4日、秦野市伊勢原市環境衛生組合議会にて本組合施設の視察を行いました。伊勢原清掃工場の老朽化が進んでいることや栗原一般廃棄物最終処分場の埋立ての現状を確認するなど、非常に有意義な視察であったと感じました。

令和2年度の秦野市、伊勢原市におけるごみ減量・資源化施策の進展及びコロナの影響により可燃ごみの搬入量が減少し、焼却灰も減となり、両工場合わせて焼却灰は6,093.74トンで、そのうち3,142.09トンは圏外民間施設で道路の路盤材や河川の護岸材等に使用する人工砂、熔融スラグ及びセメントの原料として資源化处理され、残りの2,951.65トンを栗原一般廃棄物最終処分場及び圏外埋立処分場で埋立処分しておりますが、コロナ収束後の経済活動の回復などにより、事業系ごみの増加も考えられますことから、可燃ごみの焼却処理による一般廃棄物最終処分について伺います。

まず大きな1として、一般廃棄物最終処分の現状と課題について伺います。

二次質問以降は、質問者席にて行います。

〔中山真由美議員降壇〕

○高橋文雄議長 事務局長。

○内海 元事務局長 中山議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、本組合における最終処分の現状について、令和2年度実績に基づき御説明をいたします。ただいま中山議員の御質問にも詳細な数字がございましたので、重複する部分もございますが、御容赦いただきたいと思います。

はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場90トン焼却施設から発生した焼却灰は、年間で約6,094トンございましたが、そのうち3,142トンを全国6か所の民間処理施設において資源化しました。残りの2,952トンについては、大部分を栗原一般廃棄物最終処分場で埋立処分し、ごく少量ではありますが、圏域外の最終処分場へも搬出いたしました。

また、焼却灰の資源化方法といたしましては、高温により熔融固化させることで熔融スラグを生成し、アスファルト舗装の下地となる路盤材等に有効活用されているほか、セメント原料の一部やインターロッキングと呼ばれる歩道等の敷材としてリサイクルが行われているものです。

次に、今後の最終処分に係る課題については、令和5年度末に栗原処分場の埋立てが終了することから、令和6年度以降に発生する焼却灰の全量を圏域外の民間処理施設で資源化処理または埋立て処分する必要がございます。そのため、将来にわたり安定的かつ確実な焼却灰の受入先を確保し続けることが重要な課題となりますので、受入れ可能な施設に係る調査研究を引き続き進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋文雄議長 中山真由美議員。

○6番中山真由美議員 それでは、再度の質問をいたします。

課題としましては、令和5年度末に栗原一般廃棄物最終処分場における焼却灰の埋立終了期限となるため、これまで埋め立てていた灰は全量を圏外の施設等で資源化または埋立処分にしていく必要がある。灰の受入先確保について、引き続き対応していくとのことですが、栗原一般廃棄物最終処分場の令和6年度以降の計画について伺います。

○高橋文雄議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

栗原一般廃棄物最終処分場の埋立終了後につきましては、令和6年度に最終覆土を行った後、浸出水処理施設の維持管理を行っていくこととなります。現在栗原処分場内に降り注ぎ、埋立地に浸透した雨水については、敷地内の浸出水処理施設において薬剤による適正処理を行い、公共下水道へ排水しております。

令和6年度以降も同様の浸出水処理を継続し、水質が周辺環境に影響を及ぼさない状態まで安定化したことを確認できた段階で、栗原処分場を廃止いたします。廃止後は、浸出水処理施設を解体した上で、処分場用地の所有者である伊勢原市へ土地を返還することになります。

なお、埋立終了から伊勢原市へ用地返還するまでの期間については、秦野市へ返還済みの柘窪処分

場の事例を基に申し上げますと、11年の歳月を要していることから、最低でも10年以上はかかるものと見込んでおります。

また、埋立終了後の跡地利用計画につきましては、現在伊勢原市が主体となって検討を進めているところでございますが、跡地利用の容易性を考慮すると、平らな面を可能な限り確保した最終形状となるよう、今後の埋立てを進める必要がございます。現在の計画では、約2,000平方メートルの平らな面を確保できる見込みとなっており、地元自治会の皆様に対して、この最終的な形状などについて御説明をしております。こうした跡地利用方法の検討に際しましては、本組合といたしましても伊勢原市に対する必要な協力を努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋文雄議長 中山真由美議員。

○6番中山真由美議員 栗原一般廃棄物最終処分場の令和6年度以降の計画につきましては、具体的な跡地利用については伊勢原市が地域住民の意見を伺い、進めていくが、本組合は引き続き連携し、側面的支援を続けていくことを再度確認させていただきました。

それでは、再度の質問をいたします。一般廃棄物焼却灰の資源化について、本組合は現在、主灰については、道路の路盤材やセメント原料としてリサイクルを行っていますが、欧州、台湾や日本の一部でも主灰を非加熱で異物除去した後、セメント等を混合し、建設資材化を実施しております。また、飛灰についてもセメント資源化を福岡県北九州市の共同事業会社で行っています。そこで、本組合としてさらなる一般廃棄物焼却灰の資源化を進めていく取組について伺います。

○高橋文雄議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

令和5年度をもって90トン焼却施設が稼働停止し、さらには栗原一般廃棄物最終処分場での埋立処分が終了することから、令和6年度以降はだのクリーンセンターで発生する焼却灰については、可能な限り資源化を促進してまいります。

そこで、まず焼却灰の種別を御説明いたしますと、燃え殻として焼却炉内に残る主灰と、排ガス中に含まれる微細な固形物をバグフィルターなどの集じん装置で捕集した飛灰に分けられます。このうち飛灰については、主灰に比べ塩化ナトリウムなどの塩類が多く含まれており、処理工程が複雑化することなどから、資源化施設における受入量などの制限が厳しくなっております。

したがって、主灰は将来的に全量を資源化できると見込んでいるものの、飛灰の一部については、引き続き埋立処分を行っていくこととなります。しかしながら、今後の技術革新等によりまして飛灰の処理設備が強化され、受入制限の緩和が図られることもあり得るため、こうした情報収集に努めることで、資源化率のさらなる向上を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋文雄議長 中山真由美議員。

○6番中山真由美議員 現在日本では、本組合同様に一般廃棄物焼却灰を資源化及び埋立処分しておりますが、将来的に埋立処分場の確保は極めて困難な状況になることが考えられます。提案いたしました主灰を非加熱で異物除去した後、セメント等を混合し、建設資材化することは、金属の事前除去を行うため、環境への安全性が求められ、また資源化の建設資材は価格が高くなりますが、一方で働く場が増えて雇用が拡大するとも考えられます。そして、飛灰のセメント資源化につきましても、埋立処分より費用などがかかることは承知しておりますが、ごみの減量を行いながら排出する焼却灰の処分をどのように行っていくのか大きな課題と言えます。SDGsの理念からも公的施設への活用を行い、周知促進し、さらに焼却灰の資源化を進めていくことを要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○高橋文雄議長 以上で中山真由美議員の一般質問を終わります。

中村英仁議員。

〔中村英仁議員登壇〕

○1番中村英仁議員 秦野市議会選出の中村英仁でございます。通告に従いまして一般質問させていただきます。

環境への取組について。近年、環境問題が大きく取り沙汰され、世界各国がそれぞれに取り組まれております。2015年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べ2度より十分低く保つとともに、1.5度に抑える努力を追求すること、これは2度目標といたしますけれども、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること等を合意しました。この実現に向けて世界が取組を進めており、120以上の国と地域が2050年カーボンニュートラルという目標を掲げているところです。

我が国でも2020年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。排出を全体としてゼロというのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて合計を実質的にゼロにすることを意味します。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。近年国内外で様々な気象災害が発生しており、個々の気象災害と気候変動問題との関係を明らかにすることは容易ではありませんが、気候変動に伴い、今後豪雨や猛暑のリスクがさらに高まることが予想されています。日本においても農林水産業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業、経済活動等への影響が出ると指摘されております。こうした状況はもはや単なる気候変動ではなく、私たち人類や全ての生き物としての生存基盤を揺るがす気候危機とも言われております。

先日、組合議員全員で平成30年に竣工した秦野斎場の施設見学をさせていただきました。その際、従来の火葬場のイメージではない、明るく周囲の自然に溶け込んでいる外観でした。また、室内も廊

下が広く取られて、待合室も明るく、大変イメージアップしたという印象でした。説明の中に施設の設備等についても環境に配慮したものを取り入れているとのことでしたが、環境面において建設の際にコンセプト等に取り組みられたことはどのようなか、お伺いいたします。

次に、不燃・粗大ごみの処理工程における資源化について伺います。秦野、伊勢原両市民が排出する不燃ごみ及び粗大ごみについては、伊勢原清掃工場へ搬入され、粗大ごみ処理施設で処理されております。こちら先日も見学させていただきました。9月議会の議案質疑でもさせていただきましたが、令和2年度はコロナ禍の外出抑制等の影響を受け、家庭での片づけごみが多く排出されたことから、不燃・粗大ごみの搬入量が大幅に増加したと伺いました。令和3年度はコロナ禍以前の水準に戻りつつあるとのことですが、不燃・粗大ごみの処理については、その過程で一部資源化されております。その状況はどのようなか、またどのように処理されているか、お伺いいたします。

二次質問以降は質問者席より行わせていただきます。

〔中村英仁議員降壇〕

○高橋文雄議長 事務局長。

○内海 元事務局長 中村議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、御質問の1点目、秦野斎場における環境配慮への取組について御説明いたします。秦野斎場では、平成28年度から30年度にかけて実施した増築改修事業において、環境保全と自然エネルギーの活用といったコンセプトを掲げ、環境配慮への様々な工夫を取り入れた上で設計・施工いたしました。

具体的に申し上げますと、まず環境保全については、火葬炉の運転に伴うばいじんやダイオキシン類の発生を極力低減させるため、高性能なバグフィルターを設置したほか、低振動かつ低騒音型の設備を採用いたしました。加えて、燃料の消費効率が高い、燃費性能に優れた新型の火葬炉を導入したことにより、運転時に使用する白灯油の消費量を削減し、二酸化炭素の排出抑制にも寄与しているものと考えております。

次に、自然エネルギーの活用については、消費電力を抑制するため、告別室などに光ダクトやトップライトを設置することで、太陽光を効果的に取り入れる設計としたほか、雨水を貯留し、お手洗いなどの生活排水に有効利用しています。

このような取組を通し、秦野斎場は周辺環境に配慮しつつ、両市民の皆様が安心して御利用いただける施設になっているものと考えております。

続きまして、御質問の2点目、不燃・粗大ごみの資源化状況とその処理方法について御説明いたします。不燃・粗大ごみの資源化に際しては、まず伊勢原清掃工場の粗大ごみ処理施設において、破碎・選別を行います。その後、鉄類・非鉄類は、有価物として専門業者へ売却し、金属製品の原材料等に活用されています。この有価物の令和2年度における売却量は、不燃・粗大ごみの年間搬入量約4,220トンのうち、およそ3割に相当する約1,300トンでございました。

また、ただいま申し上げました有価物や、処理不適物等を回収・除去した後、処理工程の最終段階で生じる不燃物残渣は、圏外の民間施設で埋立処分または資源化処理しています。こちらも令和2年度実績に基づき申し上げますと、埋立処分が約1,280トン、資源化処理が約300トンでございました。

なお、不燃物残渣の資源化については熔融処理を行い、その過程で精製されたガスは発電用燃料として、スラグ等はアスファルト舗装の下地となる路盤材等の建設資材として利用されています。

このほか不燃・粗大ごみの選別後に残った可燃物は、はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場90トン焼却施設で焼却処理していますが、その結果生じた焼却灰の一部は、不燃物残渣と同様に、圏外の民間施設で資源化処理しているものです。

以上でございます。

○高橋文雄議長 中村英仁議員。

○1番中村英仁議員 御答弁ありがとうございました。では、順次、二次質問させていただきます。

現在、改定作業が進められております秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画の中で将来のごみ推計を行い、可燃ごみ焼却施設1施設化を従来計画よりも2年前倒しする方向で進められております。その中で前倒しする効果として、主に経費の削減によるものが大きいと伺っておりますが、ごみの減量が進むことは環境面からもその効果が大きいと思います。秦野市の計画の中にも第3回定例会で伊勢原市選出の相馬議員も触れておりましたが、ゼロカーボンシティへの挑戦、SDGsや国の計画等を踏まえ、循環型社会を目指すとあります。今回の90トン焼却施設稼働停止によって環境面でのどのような効果があるか伺います。

○高橋文雄議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

ごみの減量を進め、可燃ごみ焼却処理の1施設体制化を図ることで得られる環境面での効果といたしましては、主に二酸化炭素の排出抑制が挙げられます。焼却処理施設においては、通常ごみを燃やし続けている間、炉内が高温に保たれることから、稼働に当たり燃料を必要としないものの、修繕整備等のために炉を立ち下げる際あるいは立ち上げを行う際には、補助燃料として白灯油を使用いたします。

このように、化石燃料を消費する機会は限られていますが、結果的に焼却処理に伴う二酸化炭素を、はだのクリーンセンター及び90トン焼却施設から排出しているのが現状でございます。

また、焼却炉の運転には、非常に多くの電力を消費することから、独自の発電設備を有していない90トン焼却施設を引き続き稼働させるためには、火力発電所等で化石燃料を消費して発電された電力に頼らざるを得ません。

一方、はだのクリーンセンターは、焼却処理により生じる熱エネルギーを有効活用した発電を行っており、稼働に必要な全ての電力を自家発電で賄うことができます。そのため、はだのクリーンセンター1施設での焼却体制へ移行し、本組合において消費する白灯油や電力の消費量が減少すれば、社

会全体における化石燃料の消費量が低減され、ひいては二酸化炭素の排出抑制につながるものと考えております。

ただいま御説明しましたように、焼却処理の1施設体制化は、維持管理経費の削減に加え、環境負荷低減の効果をもたらしますので、カーボンニュートラルやSDGsといった観点からも秦野、伊勢原両市及び本組合において大変有意義な施策であると捉えているものでございます。

以上です。

○高橋文雄議長 中村英仁議員。

○1番中村英仁議員 ありがとうございます。現在、国が掲げておりますカーボンニュートラルの取組については、両市で検討されておりますけれども、二市組合としてもSDGsの理念を取り入れていただき、秦野、伊勢原両市民の方々にもっとSDGsや環境のことを知っていただき、意識してカーボンニュートラルに取り組んでいただけるよう積極的な事業展開をお願いいたします。この質問は終わります。

続きまして、不燃・粗大ごみの処理工程における資源化についての二次質問を行わせていただきます。御答弁の中に不燃・粗大ごみの約3割を有価物として回収し、売却・資源化しているとのことですが、これらは委託業者によって回収が行われていると思います。回収作業に係る委託経費はどのくらいか。また、有価物を売却して収入を得ていますが、この作業を行わなかった場合と比べ、どのぐらいの経費の効果があるか伺います。

○高橋文雄議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

不燃・粗大ごみの処理工程で回収した鉄類・非鉄類の有価物については、売却することにより年間約3,000万円の収入を得ることができています。こうした鉄類等の回収作業は、委託事業者が手選別で行っておりますが、その経費については、施設運営に係る広範な業務を合わせた委託料の中に含まれているため、明確にお示しすることが困難でございます。

しかしながら、経費の大半は手選別作業に係る人件費によるものであることから、仮に鉄類等を売却しない場合は、この分の経費が若干削減される可能性があるものの、一方で有価物を不燃物残渣として処理する経費が必要となります。

参考に処理経費の見込みを申し上げますと、令和2年度実績では、約1,300トンの鉄類・非鉄類を回収していますので、その処理には平均で1トン当たり約4万7,000円、合計で6,110万円もの経費がかかることとなります。

したがいまして、鉄類・非鉄類を有価物として回収し、売却する取組は、資源化による環境面での効果に加え、歳入確保や歳出抑制という面からも大きな効果が得られていると考えております。

以上です。

○高橋文雄議長 中村英仁議員。

○1番中村英仁議員 ありがとうございます。環境負荷を軽減していくためには、ある程度の経費がかかっても仕方がないというところがありますし、資源化していくことは大変重要なのですけれども、しかし二市組合の財政状況は、両市の分担金に依存しているところがありますので、費用をかければ確かに資源化は進んでいくのですけれども、有価物の回収等をはじめ、経費がなるべくかからないよう、両市の財政負担の軽減も考えていただきながら資源化施策の推進をお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○高橋文雄議長 以上で中村英仁議員の一般質問を終わります。

これで「一般質問」を終わります。

○高橋文雄議長 以上で、定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで令和3年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第4回定例会を閉会いたします。

午前11時01分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会

議 長 高 橋 文 雄

会議録署名議員 中 山 真 由 美

会議録署名議員 相 馬 欣 行